

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

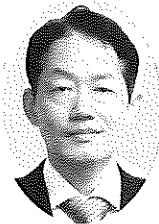
鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会

会長 岡田 幸一郎



鳥取労働局

局長 平川 雅浩

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、ポストコロナ時代を迎えて、鳥取県産業安全衛生大会の4年ぶりの開催をはじめ、予定した各種事業を概ね順調に推進することができましたことは、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、最近の県内経済動向は、「弱めの動きが見られる」との基調判断が示され、ウクライナやイスラエルにおいて武力紛争の続く国際情勢の下、円安・物価高による原材料の高騰・不足状況が続き、会員企業の運営にもこれらの影響は大きいものと拝察いたします。

県内の労働災害は、平成28年頃までは着実に減少してきましたが、その後増加傾向にあります。加えて、健康診断の有所見者率も年々上昇しています。これらの状況に歯止めをかけるために、鳥取労働局策定の「第14次労働災害防止推進計画」に則った安全衛生活動の先進的な取組が求められています。

人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、働き方の多様化等長期的な社会環境の変化の波をされている中、誰もが健康で生きがいを感じながら働き、生活できる社会を実現するためには、労働災害の撲滅を目指し、労働環境のさらなる改善を図ることが重要なっています。

当協会では、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう、各種安全衛生教育や講習会の実施、法改正等の情報提供や無料相談等の事業を行い、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいる所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この辰年の一年が、龍のごとく景気が上向きに昇って回復することを念願し、会員の皆様にとって明るく良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます
令和6年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 岡田 幸一郎

副会長 永東 康文 副会長 馬野 慎一郎

専務理事 村澤 幸二 ほか職員一同

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心からお祝い申し上げます。

また、一般社団法人鳥取県労働基準協会及び会員事業場の皆様方におかれましては、労働災害の防止、働き方改革の推進など労働行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢については、有効求人倍率が全国を上回る状況が続いている、人手不足の状況が続いている。このような状況の中、労働局においては、マッチングの強化に全力で取り組んでいるところですが、人手不足の抜本的な解決策は、誰もが働きやすい職場環境を作っていくこと、すなわち働き方改革を推進していくことだと考えております。

長時間労働対策については、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されていたトラック等自動車運転者、建設業、医師について、本年4月から当該規制が適用となります。県内の物流、インフラ整備、医療体制の確保に大きく影響するため、各業界団体と連携して周知と支援に取り組んでまいります。

また、県内の労働災害の状況をみると、高年齢労働者の労働災害や「転倒」や「腰痛」といった労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しているほか、従来からある「墜落・転落」や「はざまれ・巻き込まれ」災害も依然として多く発生しています。

このような状況も踏まえ、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画に基づき、行動災害の防止、高齢者、外国人対策のほか、業種別の労働災害防止対策、化学物質の自律的な管理による健康障害の防止、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立を含む産業保健活動等に取り組むことで、労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることとしています。

本年においても、これらの労働施策に皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会並びに会員事業場の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます
令和6年元旦

◆鳥取労働局

局長	平川 雅浩	総務部長	吉野 明彦
雇用環境・均等室長	岡田 節子	労働基準部長	高橋 行紀
監督課長	山埜 典文	賃金室長	片山 竜次
健康安全課長	久保田 剛	労災補償課長	前田 朱美子

荷役作業について、安全衛生関係法令等が改正されました

荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実強化を図るため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」といいます。）及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「規程」といいます。）の規定について、以下のとおり所要の改正が行われました（公布日：令和5年3月28日）。

①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業（以下「荷を積み卸す作業」といいます。）を行うときに昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲を最大積載量5トンから2トンに拡大するもの（保護帽の着用については、最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車に関しては、荷台の側面が構造上開閉できるものやテールゲートが設置されているものに限ります。）。

②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」といいます。）が必要な業務に加えたもの（特別教育の科目と時間数は規程にて新たに定められました。）。

③運転位置から離れる場合の措置の一部改正

運転位置から離れる場合の措置について、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるものの、原動機の停止義務については適用除外とするもの。

これらの改正は、運送業のみならず、すべての業種に適用されるものであり、上記①及び③については、令和5年10月1日から適用されており、上記②については令和6年2月1日から適用されます。

つきましては、上記①及び③については、すでに適用が始まっていますので、もし措置がとれていなければ速やかに措置をとり、上記②については、令和6年2月1日までにテールゲートリフターの操作の業務に従事する労働者に対して、特別教育が実施できるよう準備を進めましょう。

また、荷役作業における労働災害を減少させるために事業者及び荷主等が取り組むべき事項を定めた「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。通称「荷役作業安全ガイドライン」）についても、本件の改正に合わせて改正されています。荷役作業を行っては、これらの安衛則等の改正と合わせて改正後の荷役作業安全ガイドラインに則って対応しましょう。

●本件改正に係る詳細について

（鳥取労働局ホームページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01786.html



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただき、鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1709）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう。

楽しむ冬、休みをつなげて、もっと楽しく。

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計算書による個人別付与方式を適用すれば休暇の分散化にもつながります。

（厚生労働省）都道府県労働局 | 労働基準監督署

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

女性活躍推進の行動計画を策定しましょう

企業で女性が活躍できることは、人材の確保・定着や社員のモチベーションの向上など、多岐にわたり大きなメリットがあります。しかしながら、日本ではまだまだ女性の力が十分に發揮できているとはいえない状況にあります。このような状況を踏まえ女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、女性活躍推進法が施行されています。

まずは自社の女性の活躍状況を把握し、課題を分析しましょう。課題が判明したら、目標を定め課題解決への計画を立てましょう。このような取り組みを「一般事業主行動計画」といい、常時雇用労働者数101人以上の企業には策定が義務付けられています。義務対象以外の企業においても、積極的に策定していただくようお願いします。

また、同法には、女性の活躍推進に関する状況が優良である事業主を認定する「えるぼし認定」制度があります。企業のイメージアップや公共調達での加点等メリットがありますので、ぜひ認定を目指してみてください。加えて、webサイトの「女性の活躍推進企業データベース」では、自社の女性の活躍に関する情報を公表することができ、就職活動中の学生などが企業選択に利用しています。優秀な人材の確保につながりますのでご活用ください。

女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

お問合せ先：鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1709）



鳥取県の特定(産業別)最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 906円 (令和5年12月17日発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	時間額 902円 (令和5年12月15日発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

(注)・派遣労働中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。
- 「鳥取県最低賃金」は令和5年10月5日から時間額900円に改正されています。

詳しくは鳥取労働局労働基準部賃金室(0857-29-1705)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

冬の転倒を防ごう!

冬季は路面の凍結や積雪により、転倒災害の増える時期です(下図参照)。以下を参考に転倒災害防止対策を講じて、冬季の転倒災害ゼロを目指しましょう。

1. 気象条件の把握

- 気象情報(積雪、凍結など)を把握し、早めに労働者に周知し、対策を講じること。
- 天候が悪化し、交通機関に遅れなど予想される場合、休日、勤務時間、出張などの変更を検討すること。
- 警報、注意報などでの対応マニュアルを作成し、会社内で周知すること。

2. 通路などでの対策

- 積雪、凍結などにより転倒のおそれの高い箇所にカラーコーンを置くなどして通行の際の注意喚起を図ること。
- 降雪した通路は、除雪し、凍結した通路などは融雪剤などを散布し、安全通路の確保を行うこと。
- 滑りにくい靴を使用させること。
- あせることなく急がず、ゆっくりと小さい歩幅で、靴の裏全体をつけて歩行すること。
- 服のポケットなどに手を入れ、両手に物を持ち歩行しないこと。
- 会社内敷地、駐車場などで過去滑った場所、ヒヤリハッ

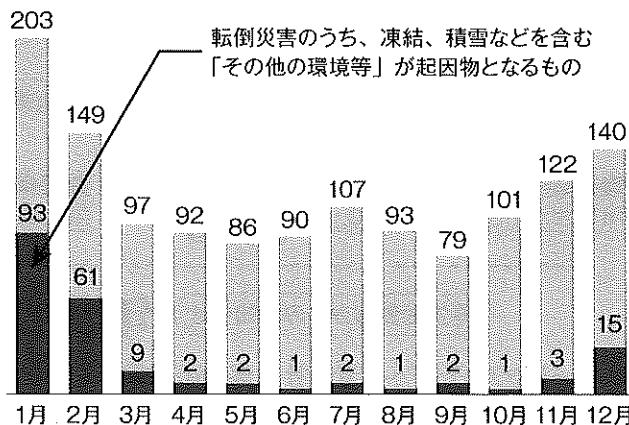
ト情報で得た場所などの職場の「危険マップ」を作成し、労働者に周知すること。

3. 高年齢労働者に配慮した対策

- 身体機能の低下を補填する設備(明るさの確保、滑り止めの設置など)の対策を講じること。
- 柔軟性、筋力を高めるストレッチ、運動などを取り入れ、基礎的な体力、生活習慣の改善に取り組むこと。

直近10年間(平成25年から令和4年まで)における月別の転倒災害発生状況

(鳥取労働局管内における休業4日以上の死傷者数(全産業))



第83回 全国産業安全衛生大会



2024 11.13 → 15 FRI



無期転換申込機会等の明示が必要になります

「労働基準法施行規則」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正され、労働条件の明示事項等が変更になります（2024年（令和6年）4月1日施行）。

この改正により、労働条件の明示を要する事項等が下表のとおり追加されました。

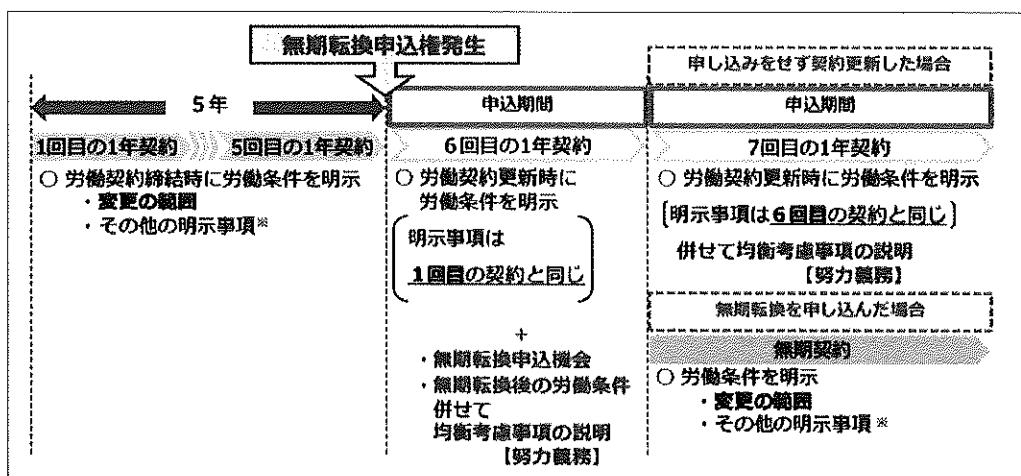
明示を要する対象者	追加された明示事項等
全労働者	【労働契約締結及び有期労働契約の契約更新のタイミング】 ・就業場所と従事すべき業務の「変更の範囲」
有期契約労働者	【有期労働契約の締結時及び契約更新のタイミングごと】 ・更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無とその内容 ・更新上限を新設・短縮する場合は、その理由をあらかじめ（新設・短縮をする前のタイミングで）説明すること 【「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の契約更新のタイミングごと】 ・無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会） ・無期転換後の労働条件

無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（使

用者は断ることができません）。

労働条件のうち、特定の事項については、書面の交付による明示が必要です。労働者が希望した場合は、書面の交付によらず、ファクシミリの送信、電子メール等の送信により明示することも可能です。労働条件を明示する書面の様式は自由ですが、厚生労働省では、モデル様式を公開していますのでご参照ください。

これを機に、改めて無期転換ルールや労働条件の明示事項及びそのタイミングについて確認をお願いします。



例：契約期間1年の有期労働契約で、更新上限がない場合

無期転換ポータルサイト
<https://muki.mhlw.go.jp/>



労働条件明示のルール変更・モデル労働条件通知書
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



厚生労働省からのお知らせ 年収の壁・支援強化パッケージ

パートやアルバイトの方が社会保険の保険料を支払うことにより、手取り収入が減ることを避けるために働き控える「年収の壁」を克服するための支援策が10月からスタートしています。

支援策の概要

- ①キャリアアップ助成金に「社会保険適用時待遇改善コース」を新設
- ②一時的に収入が一定以上（106万円又は130万円）を越えたとしても、事業主の証明により、引き続き被扶養認

定が受けられる仕組み

③就業調整の一因となっている配偶者手当の見直しの促進

★希望する労働者が年収の壁を意識せずに働くことができる環境のために！

★人手不足対策として！

「年収の壁・支援強化パッケージ」をご利用ください。

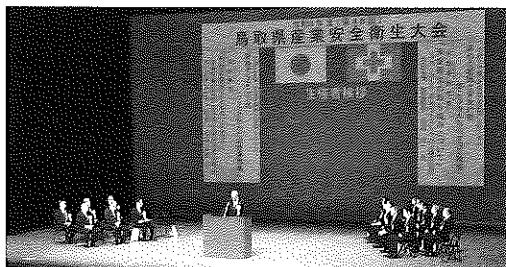
詳しくはこちら⇒



令和5年度(第48回)鳥取県産業安全衛生大会を開催

10月27日、倉吉未来中心において令和5年度(第48回)鳥取県産業安全衛生大会が開催されました。大会は県内の事業者、安全衛生担当者等が一堂に集い、優良事業場、功績者に対する表彰や最新の課題に対応した講演等を通じて、さらなる職場の安全、労働者の健康管理を進めるもので、11月7日から年末までの55日間を無災害で過ごす「ゼロ災55」無災害運動のスタートに合わせ実施されました。

主催者を代表して岡田幸一郎鳥取労働基準協会会長が挨拶した後、主唱者の平川雅浩鳥取労働局長の挨拶、木本美喜鳥取県中部総合事務所長の来賓祝辞がありました。次に表彰式に移り、鳥取労働局長表彰として、NOK(株)(西伯郡南部町)が優良賞、日本通運(株)山陰支店鳥取事業所(鳥取市)が奨励賞を受賞したほか、各労働災害防止団体の表彰が行われました。講演では、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)大山工場 製造部長豊田淳一氏から安全衛生活動の事例発表、鳥取労働局健康安全課長久保田剛氏から「ゼロ災55」無災害運動についての説明、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター所長杉田修康氏から「転倒災害防止とセルフチェック」と題した特別講演がありました。最後に当協会中部支部伊原浩一安全管理部会長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い大会を終えました。会員各位の多数のご参加をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。令和6年度は米子市で開催する予定となっています。



当協会関係では、次の方々が受賞されました。

☆鳥取県労働基準協会長賞

- (安全関係) JFE環境サービス(株)鳥取東部事業所(鳥取市)
 (株)備中屋本店 (米子市)
 (株)井木組 (東伯郡琴浦町)
 (衛生関係) 鳥取信用金庫 (鳥取市)
 エフピコ上田(株) (米子市)
 倉吉環境事業(有) (倉吉市)

☆鳥取県労働基準協会東部支部長賞

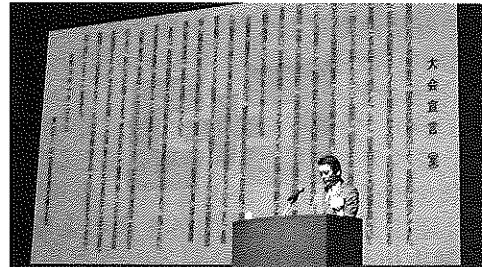
- (安全関係) (株)松田精機 (鳥取市)
 (衛生関係) 太洋住研ホールディングス(株) (鳥取市)
 (無事故永年勤続者) 河本 雄一郎
 ((一財)中国電気保安協会山陰支店鳥取営業所) ほか30名

☆鳥取県労働基準協会西部支部長賞

- (安全関係) 菅公学生服(株)米子工場 (米子市)
 (衛生関係) (株)ホテルマネージメント米子(米子市)
 (無事故永年勤続者) ○米田 真(千代むすび酒造(株)) ほか42名

☆鳥取県労働基準協会中部支部長賞

- (安全関係) (有)野田組 (倉吉市)
 (衛生関係) (株)寺方工作所 (東伯郡北栄町)
 (無事故永年勤続者) 福田 健二(株)テクノメタル ほか40名



仕事と子育て両立パパを応援します

仕事も子育ても、どちらも充実させたい、どちらも楽しみたい、そんな価値観を持つパパたちが増えています。

育児・介護休業法の改正(令和3年6月)により、令和4年4月から、研修や相談窓口の設置など育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を行うことと、これから子どもが産まれる従業員等へ育児休業制度などについて個別周知・意向確認を行うことが企業に義務付けられました。また、令和4年10月より「産後パパ育休」が創設されるとともに、育児休業の分割取得が可能となり、これまで以上に男性が育児休業を取得しやすくなりました。

男性の育児休業は、積極的に子育てをしたいという男性の希望を実現するとともに、女性側に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで女性の出産意欲や継続就業の促進、企業全体の働き方改革につながります。

厚生労働省では、男性の育児休業取得に取り組む中小企業事業主のみなさまを支援するため、両立支援等助成金(出生時両立支援コース)を支給しています。出生時両立支援コースは、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性

労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合、また、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成するものです。ぜひ、ご活用ください。

[出生時両立支援コース]

	支給額
第1種	20万円 (育児休業等に関する情報公表加算:2万円)
第2種	第1種の受給後、 ・1事業年度以内に30ポイント以上上昇:60万円 ・2事業年度以内に30ポイント以上上昇等:40万円 ・3事業年度以内に30ポイント以上上昇等:20万円

*同一事業主について、第1種・第2種ともそれぞれ1回限りの支給



育児・介護休業法



両立支援等助成金

[お問合せ先] 鳥取労働局雇用環境・均等室

TEL 0857-29-1709(育児・介護休業法)
 TEL 0857-29-1701(両立支援等助成金)

東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

副支部長 内田直志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、東部支部の事業実施に多大なご理解とご協力を賜り、あらためて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の初確認から3年が経過し、政府はワクチン接種の進捗や感染状況を踏まえて、5月に感染症法上の位置づけを厳しい措置が行える「2類相当」から、季節性インフルエンザなどと同じ扱いとなる「5類」へと変更し、私たちの生活においても大きな節目となりました。これにより私たちの日常生活も少しずつコロナ前の状況に戻りつつありますが、この3年間での経験を活かし、ポストコロナにおける新しい生活様式の中での社会経済活動を開拓していくことが求められていると考えます。

また、混沌とする国際情勢の中、長期化する原油高騰、物価上昇、急激な円安等により、国内における消費を含めた経済活動にも大きく影響を及ぼす状況にあり、景気動向を含め社会情勢の停滞感がより一層強まっているとも言えます。

このような中、労働行政においては、昨年の4月には「中小企業を対象とした月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げ」が実施され、本年においては4月に「建設業における時間外労働の上限規制」、改正「自動車運転者の労働時間等の改善基準告示」が適用開始となるなど、今後ますます各事業者の労働管理における適切な取り組みが求められます。

令和6年は辰年です。「春の日差しが、あまねく成長を助く年」と言われているようです。コロナ禍明けの私たちに明るい日差しが降りそそぎ、希望ある未来を切り拓いていける年となることを願って、皆様と共に新しい年をスタートしたいと思います。

本年も労働行政関係では引き続き各種の取り組みが求められる状況が続きます。本年も東部支部は、会員各位のご要望にお応えできるよう各種の事業活動に取り組んでまいりますので、昨年と同様にご指導、ご鞭撻、並びにご厚誼を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます 令和6年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

支部長 岡田幸一郎

副支部長 内田直志

副支部長 安東潔

事務局長 平井美敏

主事 藤井涼子



新年のごあいさつ

鳥取労働基準監督署

署長 山田正道

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、令和6年の新春をお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、労働基準行政の推進に対して格別のご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年から続いたコロナ禍も感染症法上の位置付けが5類となって以降、様々な制限もなくなり、やっと落ち着きが戻ってきたと感じています。その一方で、原油価格、物価の高騰は回復しかけた経済と生活を直撃し、労働災害においては高齢化等の要因もあり、コロナによる休業を除くと、令和5年においては死傷者数、死亡者数とも令和4年を上回る等、不安な状況もあります。

当署としましては、本年も労働災害防止をはじめ、長時間労働の抑制、迅速・適切な労災保険給付等、どのような状況下においても労働者が安心、安全に働くことのできるよう職員一丸となって取り組みを進めてまいります。

本年は、4月の建設業、自動車運転者、医師等への時間外労働の上限規制適用をはじめ、様々な法令改正、施行もありますので、会員の皆様には引き続き一層のご支援とご協力を願います。

新しい年が、会員の皆様にとって、まさに辰のごとく、上昇、成長の年となりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和6年元旦

◆鳥取労働基準監督署

署長 山田正道 副署長 中島章文

第一方面主任 石田太一 第二方面主任 下村理仁

第三方面主任 山田和広 安全衛生課長 宮村孝

労災課長 江谷勇 ほか職員一同

東部支部(労働保険事務組合) が表彰されました

東部支部は労働保険事務組合として業務を行っていますが、適用促進功績団体として、令和5年11月15日、東京ドームホテルにおいて、(一社)全国労働保険事務組合連合会会長から、当支部の藤井涼子主事が感謝状を授与されましたので報告します。



労務管理・産業安全・ 労働衛生部会の活動報告

東部支部の部会の今年度の活動を報告します。

- ・「全国安全週間説明会」を開催。(6月6日)
- ・3部会合同委員会を開催。(8月29日)
- ・「労働法規研修会（近年の法改正のポイント・労働災害防止について）」を開催。(8月29日)
- ・「全国労働衛生週間説明会」を開催。(9月21日)
- ・鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設「リンピアいなば」を見学。(10月17日)
- ・「ゼロ災55無災害運動スタートセミナー」を開催。(11月7日)
- ・「労働安全衛生セミナー（作業行動に起因する労

令和5年の労働災害の発生状況と対策について

令和5年に発生した鳥取労働基準監督署管内における死亡・休業4日以上の死傷者数は、表1労働災害発生状況のとおりで、令和5年10月末速報値において、全業種で204人となり、前年同時期と比較して、54人、20.9%の減少となっています。死者数は、製造業1人、清掃業1人となっています。なお、前年同時期の死者数は0人でした。

主な業種別でみると、建設業、卸・小売業、清掃業・ビルメンテナンス業、保健衛生業では減少し、製造業、運輸交通業、林業、旅館・ホテル業では増加しました。

特に製造業では死傷者数の増加が著しく、令和5年10月末時点において32人と、令和4年1年間の死傷者数25人を大きく上回っています。

労働災害を事故の型別に分析しますと、グラフ1のとおりで、全産業において、その他の災害（他に分類されないもの）が68人で全体の33%と最も多く、そのうち66人は新型コロナウイルス感染による休業で、病院や社会福祉施設において、未だ多く発生しています。

その他の災害に統いて、転倒災害が40人で全体の20%、墜落・転落災害が35人で全体の17%となっています。

また、経験年数別では、経験年数5年未満の未熟練労働者による労働災害が、84人で最も多く、全体の約41%を占めています。

年齢別では、グラフ2のとおりで、50歳以上の労働者が占める割合が5割を超え、また、年齢が高くなるほど休業見込日数が長くなる傾向にあります。

多発している転倒災害や墜落・転落災害についてですが、転倒災害防止については、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）が基本です。また、転倒災害の約半数が60歳以上の労働者であることから、転倒等のリスクチェックや運動プログラムの導入等転倒しにくい体づくりの取組をお願いします。

墜落・転落災害については、はしご・脚立等による作業時やトラックの荷役作業時に多く発生しており、はしご等用具の安全な使用、荷役作業の安全措置の徹底が必要です。

また、高年齢労働者による労働災害防止のため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策もお願いします。

鳥取労働局及び鳥取労働基準監督署では、令和5年度より労働災害防止推進計画を定め、各重点事項に応じた対策を推進しております。会員の皆様におかれま

労働災害防止」を開催。(11月15日)

- ・「労務管理研修会（働き方改革関連法改正で企業が留意するポイント）」を開催。(12月14日)



「リンピアいなば」を見学

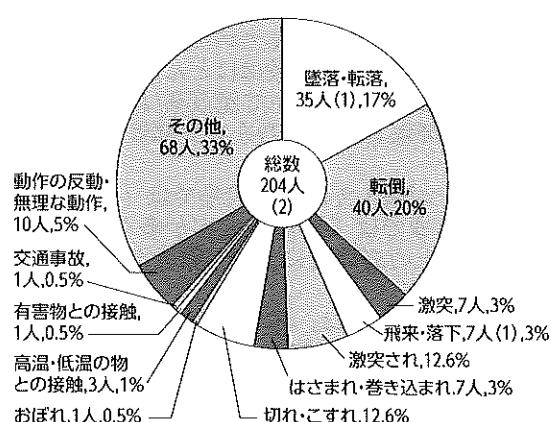
しても、今後とも、労働災害を防止するために積極的な取組をお願い致します。

表1 労働災害発生状況

	令和4年	令和5年 10月末	令和4年 10月末	増減数	増減率 (%)
全産業	538	(2) 204	258	-54	-20.9
製造業	25	(1) 32	17	15	88.2
建設業	47	22	36	-14	-38.9
運輸交通業	19	15	13	2	15.4
林業	3	4	1	3	300.0
卸・小売業	34	16	28	-12	-42.9
清掃・ビルメンテナンス業	26	(1) 3	18	-15	-83.3
旅館・ホテル業	0	4	0	4	
保健衛生業	339	87	115	-28	-24.3
その他産業	45	21	30	-9	-20.0

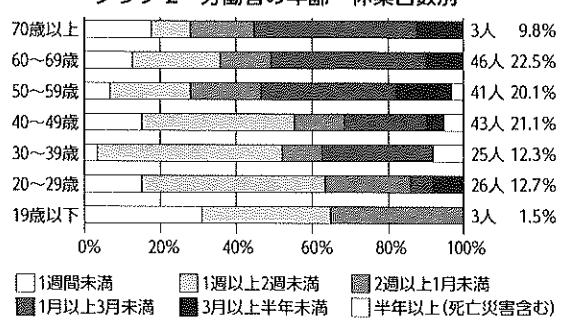
* () の値は内数で死者数を示す。

グラフ1 事故の型別



* () の値は内数で死者数を示す。

グラフ2 労働者の年齢・休業日数別



西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部
支部長 永 東 康 文

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当支部の事業運営につきまして、会員及び関係行政機関の皆様方には、多大なるご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が昨年5月から季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に位置付けられ、経済活動は3年余り続いた自粛モードからコロナ前の水準に戻りつつありますが、その一方で、国際情勢の不安定化などに起因した資源・エネルギー価格等の急騰、それに伴う電気料金の高騰、物価高など、経営環境がより一層厳しさを増している状況にあります。

このような状況の中で、当支部の事業運営を振り返ってみると、当初計画しておりました講習会、研修会は中止、延期することなくすべて開催し、ほとんどの事業を円滑に実施することができました。また、鳥取県産業安全衛生大会も4年ぶりに倉吉で開催され、西部地区からも多数ご参加いただきました。事業運営に関し、ご理解とご協力をいただきました会員の皆様、ご指導を賜りました関係行政機関の皆様に深く感謝申し上げます。

ところで、令和5年10月末現在の当支部管内における休業4日以上の労働災害発生状況（出典：鳥取労働局）によると、死傷者数はほとんどの業種が前年同時期と比べ減少している中で建設業は増加しており、県内建設業の死傷者数の半数を当支部管内が占めています。

事故の型につきましては、建設業では「墜落・転落」災害、製造業等では「転倒」災害が多く、年齢別では特に50歳以上の高齢者による労働災害が多発している現状にあります。

当支部におきましては、本年も引き続き関係行政機関と連携のもと、各種研修会、講演会等を通じて各種情報提供させていただきながら、講習・教育などの事業を通じて、労働災害防止に向けた各種普及啓発活動に努めてまいりたいと思っておりますので、会員の皆様のより一層のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます
令和6年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部
支 部 長 永 東 康 文
副支部長 森 安 誠 副支部長 太 田 佳 子
事務局長 古 磯 和 義 主 事 伊 藤 敏 江



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

國 政 達 也

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、令和6年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナが昨年5月8日から第5類になり、今まで自粛されていたいろいろなことが、コロナ以前の状態に戻りつつあり、景気も緩やかながら回復傾向にあるということです。

このような状況の中、昨年の米子署管内の労働災害ですが、10月末現在の数字では、コロナ関連を除いた場合、休業4日以上が一昨年同期比+4件の214件となっております。業種により大幅増のものもあれば、大幅減のものもあるような状態ですが、全体的な傾向として、ここ10数年近くは災害件数が横ばいか、やや増加傾向となっています。これは、米子署に限ったことではなく、全国的な傾向であり、その要因としては作業行動に起因する転倒災害と腰痛などの増加があります。これらを減らすことは難しい面もありますが、今年も地道に対策を進めてまいります。

また、今年の4月から今まで時間外労働の上限規制が猶予されていた建設業、運輸交通業および医師にも適用されます。こちらへの対応も適切に進めてまいりたいと思います。

また、労働災害に遭われた方への迅速な労災給付にも例年どおり努めてまいります。

今年一年も署員全員で一丸となって業務を進めてまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

今年も会員の皆様が健康でござりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和6年元旦

◆米子労働基準監督署

署 長 國政 達也

監督課長 白石 旭 労災課長 松田久美子

ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動期間中に建設現場の合同パトロールを実施しました

鳥取県内で毎年年末に展開している「ゼロ災55」無災害運動（令和5年の運動期間：11月7日（火）～12月31日（日）の55日間）の運動期間中である11月29日（水）に、同運動の周知と建設現場の災害防止対策の徹底を図るため、米子地区建設業労働災害防止協議会が主催し米子労働基準監督署のご協力のもと、鳥取労働局健康安全課 長谷川安全専門官に同行して

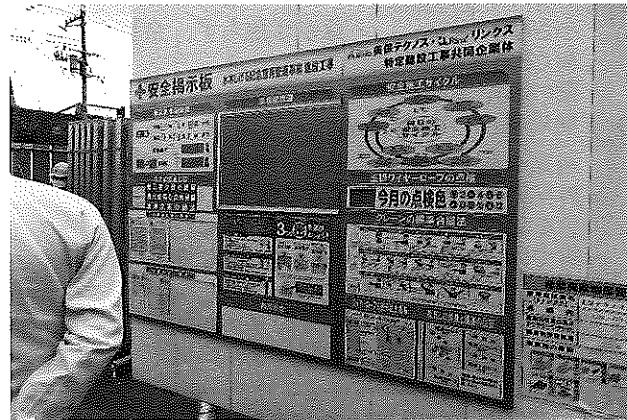
（次頁につづく）

(前頁のつづき)

いただき、建設現場の合同パトロールを実施しました。パトロールは2班に分かれて、3現場を対象に実施しました。

各現場では、現場担当者から、工事の進捗状況や現場で取り組まれている災害防止対策について説明を受けた後に、現場内の危険個所や現場の見える化などの状況を確認しました。

パトロール実施後は、米子食品会館にて、検討会を開催し、各班の点検結果を発表するとともに、鳥取労働局健康安全課 長谷川安全専門官からは、高年齢労働者の労働災害防止及び、「墜落・転落」災害防止を重点に、今後も現場管理を徹底され、無災害で工事を完了されるよう要望され、検討会を終了しました。



「労務管理研修会」を開催します

日 時 令和6年2月7日(水) 13:30~17:00
場 所 米子食品会館
内 容 労務管理について(働き方改革等)

中部支部だより



新年ご挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
支部長 馬野慎一郎

新年明けましておめでとうございます。旧年中は労働行政の皆様、会員の皆様には大変お世話になり感謝御礼申し上げます。

本年2024年は辰年です。新型コロナウィルスの懸念は弱まったものの、国外においては戦乱や国際的対立の、あるいは国内においては円安の影響や物価燃料費高騰、慢性的な労働力不足など経営に関する懸念事項は後を絶ちませんが、龍が天を駆けるがごとく運気の上がる晴れ晴れしい年に、また会員の皆様におかれましては幸多き年となることを年頭にご祈念申し上げます。

まずは本年も安全、安心、快適な職場づくりを推進し、とりわけ労働災害については取組を継続してゼロ災を目指しましょう。事業主トップのかけ声から気持ちのこもった行動が生まれ、事業所内に緊張感とチームワークが共存する一年にしましょう。

世の中も刻一刻と変化しています。時間外労働の上限規制の猶予が適用されていた事業・業務も今年4月より適用となる、いわゆる2024年問題で様々な影響が出ることが予想されています。労務関係の法改正については逐次内容を周知し、また就業規則や36協定を再確認し、労働者の声も反映しつつ労務管理をアップデートていきましょう。現在、国をあげて推進されているDX(デジタル・トランスフォーメーション)の中には業務効率を改善したり、安全職場のためのセンシング技術やデータ集積技術も含まれています。良き社内風土を大切にしつつ、新たなものに目を向け活用することも労務管理を革新していく手段です。

昨年もハラスメントや過重労働を原因とする事件がニュースで報じられることが少なからずありました。人権尊重社会、男女共同参画社会、デジタル社会のなかで、また労働者が不足し、高年齢者や障がい者、外国人労働者など職場の従事者も働き方も多様化しているなかで、健康不調を防止し、風通しの良い快適職場を推進するために、職場の従事者全員が尊重されるインクルーシブな職場づくりに努めましょう。

本年も労働基準協会中部支部は会員の皆様のお役に立てるよう、各種の安全衛生教育や講習会等を実施してまいりますので変わらぬご厚誼を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます
令和6年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部
支 部 長 馬野 慎一郎
副支 部 長 上本 智宣 副支 部 長 行壽 啓之
事務局長 深田 一徳 主 事 谷川 妙香



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 岡野 有己

新年あけましておめでとうございます。

鳥取県労働基準協会会員の皆様には健やかに新年を迎えたことをお慶び申し上げます。

また、昨年は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍明けで、従来の就労環境、経営環境に戻った業態、異なる環境となった業態など様々な環境の変化が生じている中で、昨年は、雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むという方針のもと、労働基準監督署としては、賃上げしやすい環境整備支援、同一労働同一賃金に関する待遇の状況の確認、柔軟な働き方の整備や有給休暇の取得促進を図りつつ、長時間労働の抑制や法定労働条件の確保のための監督指導、4月から上限規制が適用される事業等への支援及び第14次労働災害防止計画を軸にした労働災害防止対策の推進などに取り組んでまいりました。この取組に際しては、会員の皆様方には説明会へのご出席、臨検監督へのご対応をいただき、また同時に協会事業におかれましてこれらを普及、推進して来られましたことに改めましてお礼申し上げます。

現状に関しましては、賃上げの更なる支援や、人材確保などの課題改善に労働条件整備を効果的につなげていく方策などに対する声もいただいております。また、法令違反や災害、紛争のリスク対策の側面では、上限規制など法令改正への周知、準備が遅れている事業者への支援、休業4日以上の労働災害発生件数の約3割を占める転倒災害の防止のための対策、引き続きいじめ・嫌がらせとハラスメントの相談件数が高い水準にあるところ、精神障害に係る労災請求も生じており、方針の周知、相談対応、事後措置などハラスメント関係法令の履行を、規模を問わず図ることの重要性を感じているところであります。

本年はこれら課題に応じた対策を労働局とも連携しながら取組を行ってまいりたいと考えております。会員の皆様方の、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして新年のあいさつとさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和6年元旦

◆倉吉労働基準監督署

署長 岡野 有己

監督・安衛課長 松田 宏昌

労災課長 徳重 孝弘

ほか職員一同

中部支部において、令和6年4月に伯耆しあわせの郷で「雇い入れ時の安全衛生教育（ビジネスマナー教育含む）」を実施しますので、ご参加いただきますよう宜しくお願いします。

冬季の転倒災害にご注意を！

◆4件に1件が転倒災害！休業は平均26日！

令和5年に倉吉署管内で発生した転倒災害を見ると、

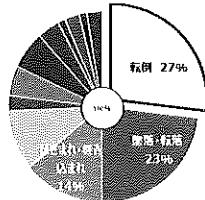
①災害全体の27%が転倒災害

②平均休業日数は26日

③被災者の53%が60歳以上

といった状況があります。

(※R5.10月時点。新型コロナ感染症を除く。)



◆一般的な転倒予防対策

基本的な転倒予防対策は次のようなものです。

①転倒原因を解消する物理的対策（=ハード対策）

〈具体例〉・段差の解消・整理整頓

②高齢化に伴う身体機能低下への対策（=ソフト対策）

〈具体例〉・「転倒等セルフチェック票」を活用し、各労働者に自身の身体機能を把握してもらう。

〈転倒等セルフチェック票の例〉

◆冬季に合わせた対策を！

①転びやすい場所を知る

- ・横断歩道
- ・バスの乗降口
- ・車の出入がある歩道
- ・マンホールや金属製のグレーチングの上
- など



転倒等セルフチェック票

②滑りにくい履物

- ・滑りにくい靴を履く（※革靴やハイヒールは危険）
- ・滑り止めグッズの利用

③転倒しにくい歩き方

- ・小さな歩幅で
- ・急がず焦らず、余裕をもって
- ・歩くときは両手を空けて
- ・靴の裏全体を着けて歩く

④事業場構内の安全通路等の確保

- ・通路の除雪や凍結防止剤の散布
- ・外部階段（特に金属製）に滑り止めを設置
- ・急な斜面や階段に手すりを設置
- ・雪で段差や障害物が隠れる場合には、ポールやコーンを設置して注意喚起
- ・建物入口に雪や水分除去のマット設置
- ・雪などで濡れた室内通路はすぐに拭く

労務管理研修を開催します

日 時	令和6年2月15日（木）13:30～17:00
場 所	倉吉体育文化会館
内 容	働き方改革・時間外労働の上限規制及び労働契約法の改正等について